



# 三重県公報

令和7年4月4日 (金)  
 第 605 号  
 毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
272	土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	(大気・水環境課)	2
273	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治山林道課)	2
274	同件	( 同 )	3
275	同件	( 同 )	4
276	同件	( 同 )	6
277	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	6
278	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 同 )	8
279	同件	( 同 )	8
<b>選 管 告 示</b>			
13	三重県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	9
<b>公 告</b>			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	10
	土地改良区の定款変更の認可	( 同 )	11
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	11
	同件	( 同 )	11
	同件	( 同 )	11
	同件	( 同 )	11
	同件	( 同 )	12
	同件	( 同 )	12
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	12

<b>告 示</b>
------------

**三重県告示第 272 号**

土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 4 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 形質変更時要届出区域  
三重県亀山市布気町字牛櫃 1015 番 1 の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)第 31 条第 1 項の基準に適合しない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物

**三重県告示第 273 号**

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 4 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 第 1

- 1 通知することができない者の氏名  
阪脇 文雄
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町八知字大鹿 3414 の 1
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 2

- 1 通知することができない者の氏名  
阪脇 幸子
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町八知字大鹿 3414 の 1
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

### 第 3

1 通知することができない者の氏名

藤田 才吉

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字堂ノ尾 6989

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

### 第 4

1 通知することができない者の氏名

富田 清志

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市白山町福田山字滝谷 890、893

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

### 三重県告示第 274 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 4 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

### 第 1

1 通知することができない者の氏名

谷戸 徳松

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字法師ヶ野 1996 の 1

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 2

- 1 通知することができない者の氏名  
森本 浩生
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町八知字新堂垣内 5434
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 3

- 1 通知することができない者の氏名  
椀田 竹次郎
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町八知字東山 139
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

**三重県告示第 275 号**

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 4 月 4 日

## 三重県知事 一 見 勝 之

## 第 1

- 1 通知することができない者の氏名  
板谷 藤松
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町奥津字尻江 869
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 2

- 1 通知することができない者の氏名  
芝山 久夫
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町上多気字忠助垣内 54、55
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 3

- 1 通知することができない者の氏名  
村瀬 眞貴子
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美杉町下之川字大原 1459
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 4

## 1 通知することができない者の氏名

村瀬 こと

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町下之川字大原 1459

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

**三重県告示第 276 号**

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を熊野市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 4 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 通知することができない者の氏名

片岡 金十郎

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市甫母町字尻ツブリ 2、3

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

**三重県告示第 277 号**

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和7年4月4日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ラ・ムー川越町店

三重郡川越町大字高松字川原 90 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市西中新田 297 番地 1	大賀 昭司

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市西中新田 297 番地 1	大賀 昭司

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年11月15日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,464 m<sup>2</sup>

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	56 台	縦覧による
合 計	56 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	42 台	縦覧による
合 計	42 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	24.0 m <sup>2</sup>	縦覧による
合 計	24.0 m <sup>2</sup>	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設	8.58 m <sup>3</sup>	縦覧による
合 計	8.58 m <sup>3</sup>	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
大黒天物産株式会社	24 時間営業	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	24 時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場	3 箇所	縦覧による
合 計	3 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

- 7 届出の日  
令和 7 年 3 月 14 日
- 8 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 9 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和 7 年 4 月 4 日から同年 8 月 4 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 278 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により提出があった意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 4 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ラ・ムー四日市南店  
四日市市小古曾東一丁目 76 番地 1 ほか 11 筆
- 2 意見を有する者から述べられた意見  
(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項  
ア 現在、店舗駐車場の出入口に面する市道は、四日市市立南中学校の生徒が通学路として利用しているとともに、店舗東側に位置する県道 103 号線の朝夕の渋滞時において、一般車両が渋滞回避の迂回路として利用している。この度、24 時間営業の店舗が出店することに伴う来店車両の増加によって、当該道路の通行量が更に増加すると判断する。これらのことから、中学校生徒の登下校時のより一層の安全対策について検討し、報告すること。  
イ 店舗出店に伴う来店車両の増加によって、県道 103 号線の渋滞増加が予想され、一般車両がその渋滞を回避するために、大治田地区の児童の通学時間帯に、店舗東側に位置する小学校通学路（進入禁止路）へ侵入することが危惧される。このことについて、対応策を検討し、報告すること。
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 7 年 4 月 4 日から同年 5 月 7 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 279 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 4 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
伊賀はみんぐたうん  
伊賀市小田町 251 ほか
- 2 伊賀市から聴取した意見  
(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項  
出入口①及び②について、幹線道路から右折進入することができ、それを禁止する看板等も設置されていないことから、当該出入口付近において、来客車両の右折進入に伴う渋滞が増加することが危惧される。このことについて、対応策を検討し、報告すること。  
(2) 騒音の発生に係る事項  
ア 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年条例第 7 号）に基づく指定施設を設置する場合は伊賀市へ届出を行うこと。

イ 騒音レベル予測地点A、Dの付近には、住宅や福祉施設等があり、居住者がいるため、騒音の軽減に努めること。

(3) 廃棄物に係る事項

ア 廃棄物保管施設の付近に住宅があることから、廃棄物保管施設から廃棄物が飛散したり、悪臭が発生したりしないよう適切に運用すること。

イ 廃棄物等の排出について、種別によっては産業廃棄物となる場合があるため、適切に処理すること。

ウ 廃棄物のリサイクルに努めること。

(4) その他の事項

店舗開店後も地域住民から苦情があった場合には真摯に対応すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和7年4月4日から同年5月7日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第13号

三重県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和7年4月4日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

三重県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

三重県選挙管理委員会規程（昭和44年三重県選挙管理委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員長の選挙)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員会は、委員長が選挙されたときは、その者の住所及び氏名を告示しなければならない。<u>ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。</u></p>	<p>(委員長の選挙)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員会は、委員長が選挙されたときは、その者の住所及び氏名を告示しなければならない。</p>
<p>(委員長の職務代理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員長は、第1項の規定により委員長の職務を代理する委員を指定したときは、その者の住所及び氏名を告示しなければならない。<u>ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。</u></p>	<p>(委員長の職務代理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員長は、第1項の規定により委員長の職務を代理する委員を指定したときは、その者の住所及び氏名を告示しなければならない。</p>
<p>(委員の退職の承認及び補欠の告示)</p> <p>第5条 委員長は、委員の退職を承認したとき、又は委員の欠員を補欠したときは、その者の住所及び氏名を告示しなければならない。<u>ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示</u></p>	<p>(委員の退職の承認及び補欠の告示)</p> <p>第5条 委員長は、委員の退職を承認したとき、又は委員の欠員を補欠したときは、その者の住所及び氏名を告示しなければならない。</p>

<p>をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。</p> <p>(代決)</p> <p>第 14 条 書記長は、第 11 条に規定する委員長の専決事項で、<u>緊急</u>を要するものを代決することができる。ただし、その処理についてあらかじめ指示を受けたものを除くほか、重要若しくは異例と認められる事項については代決することができない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(代決)</p> <p>第 14 条 書記長は、第 11 条に規定する委員長の専決事項で、<u>急施</u>を要するものを代決することができる。ただし、その処理についてあらかじめ指示を受けたものを除くほか、重要若しくは異例と認められる事項については代決することができない。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 7 年 4 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

朝見上土地改良区（松阪市大宮田町 215 番地）

退任理事

松阪市和屋町 668 番地 1	原 修
"    "    722 番地	大 津 信 明
"    "    681 番地	安 達 壽 人
"    "    720 番地	井 上 博
"    "    706 番地	黒 宮 昌 典
"    "    644 番地	大 津 義 高
"    豊原町 310 番地	小 林 理
"    上川町 3383 番地	檜 村 博 夫
"    立田町 880 番地	安 達 義 之
"    "    921 番地	布 川 元 美
"    "    547 番地	谷 川 博 之
"    "    537 番地	北 川 信 夫
"    "    911 番地	西 山 和 宏
"    "    358 番地	打 田 由 己
"    大宮田町 533 番地	永 田 憲 明
"    朝田町 992 番地 1	東 出 靖 彦
"    "    411 番地 4	稲 生 敏 久
"    "    460 番地	今 西 敏 典
"    "    472 番地	牧 戸 博 昭
"    "    365 番地	野 呂 政 夫
"    "    302 番地	三 田 昌 弘
"    佐久米町 529 番地	西 口 好 雄

退任監事

松阪市朝田町 362 番地	野 呂 清
"    立田町 861 番地	橋 本 明
"    櫛田町 874 番地 2	小 西 信 久

就任役員

松阪市和屋町 720 番地	井 上 博
---------------	-------

松阪市和屋町 644 番地	大 津 義 高
"    "    723 番地	大 井 義 久
"    "    213 番地 8	長 島 成 樹
"    "    530 番地 2	大 津 裕 也
" 立田町 447 番地	田 上 勉 史
"    "    857 番地	布 川 恭 司
"    "    348 番地	岡 林 佳 老
"    "    552 番地 1	澤 村 高 広
" 朝田町 401 番地	三 田 眞 一
"    "    302 番地	三 田 昌 弘
" 佐久米町 529 番地	西 口 好 雄
"    "    535 番地	小 林 昭 文
就任監事	
松阪市立田町 534 番地	北 川 博 己
" 朝田町 467 番地 1	今 西 隆
" 榎田町 874 番地 2	小 西 信 久

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、木曾岬町土地改良区（桑名郡木曾岬町大字西対海地 251 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 7 年 4 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 2 月 25 日に終了した旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量、路線測量及び用地測量）
- 2 作業地域  
いなべ市の一部及び員弁郡東員町の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 3 月 24 日に終了した旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 2 作業地域  
桑名市多度町福永、同市多度町上之郷及び同市多度町南之郷

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 3 月 24 日に終了した旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量及び路線測量）
- 2 作業地域  
桑名市大字深谷部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が

令和7年3月19日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和7年4月4日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業地域  
度会郡大紀町野原

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年3月7日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和7年4月4日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業地域  
伊勢市旭町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年2月19日に終了した旨、桑名市長から通知がありました。

令和7年4月4日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域  
桑名市多度町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和7年4月4日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和7年 3月25日	員弁郡東員町大字山田字鳥取 1067-1	員弁郡東員町大字六把野新田 159 インビクタスC101 船倉 正一郎

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---